

○市町村消防団員等公務災害補償条例

昭和50年7月1日

組合条例第25号

改正 昭和54年1月25日条例第2号

昭和58年1月25日条例第3号

昭和60年8月5日条例第8号

昭和61年1月17日条例第1号

平成3年1月22日条例第4号

平成14年1月25日条例第5号

平成15年1月24日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、茨城県市町村総合事務組規約(昭和50年6月21日地指令第614号。以下「規約」という。)第4条第3号の規定に基づき、同号アからオまでに掲げる者(以下「消防団員等」という。)に対する損害補償の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害補償を受ける権利)

第2条 組合長は、消防団員等が規約第4条第3号アからオまでに規定する災害を受け、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、障害の状態となったときは、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(損害補償)

第3条 消防団員等の損害補償に関しては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)によるものとする。

(福祉事業)

第3条の2 組合長は、公務上の災害を受けた非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長、水防団員(以下この条において「被災団員」という。)及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

- (1) 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- (2) 被災団員の療養生活の援護、被災団員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 前項の事業を行うに当たっては、公務上の災害を受けた常時勤務に服することを要する地方公務員及びその遺族の福祉に関する事業の実態を考慮して行うものとする。

3 組合長は、非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員の福祉の増進を図るため、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の公務上の災害を防止するために必要な

事業及び非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員が所有する自動車又は原動機付自転車（非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員の所有する自動車又は原動機付自転車に準ずるものとして組合長が定めるものを含む。以下この項において「自動車等」という。）を消防団又は水防団の活動の円滑な遂行のために使用し、又は使用させたことにより当該自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を行うように努めなければならない。

（時効）

第4条 損害補償を受ける権利は、その原因である事実が発生した日から2年間行わないときは、時効によって消滅する。

（審査）

第5条 組合長は、この条例の損害補償に係る事案が特に重要又は異例と認められる場合は、次に定める災害補償審査会（以下「審査会」という。）に諮らなければならない。

（審査会）

第6条 この組合に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員5人をもって組織する。
- 3 委員は、組合議会議員及び知識経験を有する者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 8 災害の認定、療養の方法、損害補償金額の決定その他損害補償の実施について不服がある者は、審査を申し立てることができる。
- 9 前項の申立てがあったときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、組合長に通知しなければならない。

（報告、出頭等）

第7条 組合長又は審査会は、損害補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、損害補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

- 2 前項の規定により出頭した者は規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

（損害補償費の返還要求）

第8条 組合は、非常勤消防団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

- 2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者がいるときは、組合はその損害補償に要し

た費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に消防団員等が災害を受け、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、障害の状態となった者に対する損害補償については、なお従前の茨城県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和30年組合条例第2号）の例による。

附 則（昭和54年条例第2号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第8号）

この条例は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。